

保険医療機関及び保険医への対応

令和7年3月18日開催の北海道地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について答申^{※1}をいただきました。

これを受け、北海道厚生局長は、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせします。

1 取消処分の内容

(1) 指定の取消となる保険医療機関

名 称 なかがわ歯科

所 在 地 札幌市豊平区豊平7条7丁目 コモドム学園前1階

開 設 者 中川 哲郎（なかがわ てつろう）

指定取消日 令和7年3月31日

該 当 条 文 健康保険法第80条(第1号、第2号、第3号及び第6号関係) ^{※2}

(2) 登録の取消となる保険医

氏 名 中川 哲郎（なかがわ てつろう）

年 齢 69歳

登録取消日 令和7年3月31日

該 当 条 文 健康保険法第81条(第1号及び第3号関係) ^{※3}

2 監査を行うに至った経緯

(1) 当該保険医療機関を受診した患者から北海道厚生局に対し、過剰な診療等が疑われる内容の情報提供が寄せられたため、診療報酬明細書^{※4}を収集し、点検を行ったところ、診療報酬の請求内容に疑義が生じた。

(2) 個別指導^{※5}を実施したところ、複数の患者の診療内容に疑義が認められ、その点を中川歯科医師に確認したところ、事実と異なる診療報酬請求を行っていたとの発言等があり、個別指導を中断した。

(3) 個別指導後に新たに収集した診療報酬明細書と個別指導時に中川歯科医師の了解を得て取得した診療録、予約簿及び歯科技工関係書類等の写しを突合したところ、新たに診療報酬の請求内容に係る疑義が生じた。

また、患者調査を実施したところ、受診日数の付け増しが疑われる患者が複数確認された。

以上より、診療報酬の請求に関して不正又は著しい不当が強く疑われたため、個別指導を中止し、令和6年7月から令和6年10月にかけて合計5回の監査^{※6}を実施した。

3 取消処分の主な理由

不正請求^{※7}

ア 架空請求（実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求）

患者が来院していない月であるにもかかわらず、受診があり保険診療を行ったとして、基本診療料、医学管理等、処置に係る費用を不正に請求。

イ 付増請求（実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求）

行っていない基本診療料、処置、歯冠修復^{※8}及び欠損補綴^{※9}に係る費用を不正に請求。

ウ 振替請求（実際に行った保険診療を保険点数の高い別の保険診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求）

点数の低い歯冠修復及び欠損補綴を行ったにもかかわらず、点数の高い歯冠修復及び欠損補綴を行ったとして、診療報酬を不正に請求。

エ 二重請求（実際に行った保険適用外である診療に係る費用を患者から受領しているにもかかわらず、同診療を保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求）

保険適用外の使用した歯冠修復及び欠損補綴について、自費料金を受領しているにもかかわらず、保険適用の歯冠修復及び欠損補綴を行ったものとして、診療報酬を不正に請求。

オ その他の請求（実際に行った保険適用外である診療を、保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求）

保険適用外の使用した歯冠修復及び欠損補綴について、保険適用の歯冠修復及び欠損補綴を行ったものとして、診療報酬を不正に請求。

4 監査において判明した不正請求及び不当請求^{※10}の件数・金額

不正請求 125件 2,392,924円、不当請求 6件 36,924円

上記の件数・金額は、監査時において令和3年7月から令和6年1月診療分までを確認したもの。

なお、監査において確認したもの以外についても、不正・不当請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者へ返還させることとしている。

5 保険医療機関の再指定及び保険医の再登録

保険医療機関の再指定及び保険医の再登録については、原則として令和7年3月31日から5年間行わない。

注 釈

※1 答申

社会保険医療協議会法（昭和25年 法律第47号）抄 【第2条第2項】

（所掌事務）

第二条 第1項 （略）

2 地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議することができる。

※2 健康保険法（大正11年 法律第70号）抄 【第80条第1号、第2号、第3号及び第6号】

（保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し）

第八十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

- 一 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師が、第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。
- 二 前号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、第七十条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 三 療養の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項（第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第一百十条第四項（これらの規定を第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による支払に関する請求について不正があったとき。
- 四・五 （略）
- 六 この法律以外の医療保険各法による療養の給付若しくは被保険者若しくは被扶養者の療養又は高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養に関し、前各号のいずれかに相当する事由があったとき。
- 七～九 （略）

※3 健康保険法（大正11年 法律第70号）抄 【第81条第1号及び第3号】

（保険医又は保険薬剤師の登録の取消し）

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消すことができる。

- 一 保険医又は保険薬剤師が、第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 二 （略）
- 三 この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療又は調剤に関し、前二号のいずれかに相当する事由があったとき。
- 四～六 （略）

※4 保険医療機関が保険者に医療費を請求するために、行った処置や使用した薬剤等を記載した明細書のこと。

※5 健康保険法（大正11年 法律第70号）抄 【第73条第1項】

（厚生労働大臣の指導）

第七十三条 保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

2 （略）

※6 健康保険法（大正11年 法律第70号）抄 【第78条第1項】

（保険医療機関又は保険薬局の報告等）

第七十八条 厚生労働大臣は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 （略）

※7 不正請求

診療報酬の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるもの。

※8 歯冠修復（しかんしゅうふく）

むし歯で欠けた部分を、詰めたり被せたりすること。

※9 欠損補綴（けっそんほてつ）

無くなった歯を人工歯で補い、元どおりにすること。

※10 不当請求

診療報酬の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くもの。

例：「診断に係る必要な所見」を診療録（カルテ）に記載することを条件に算定が認められている診療報酬について、カルテに診断に係る必要な所見を記載していない。